

「経済安全保障重要技術育成プログラム／
航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実
証／研究開発項目③国産ニッケル基超合金に
おける評価システム基盤整備」
の公募要領

2026 年 9 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 9 月 4 日(金)～2026 年 10 月 5 日(月) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdonMAD?wfid=a0XJ2000007ebC9MAI>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

目次

1. 事業内容及び公募対象	4
2. 応募要件・実施要件	6
3. 応募方法	7
(1) 提出期限及び提出方法	7
(2) 提出書類	9
4. 採択先の選定	10
(1) 審査の方法	10
(2) 審査基準	10
(3) 採択先の公表及び通知	11
(4) 選定スケジュール	11
5. 公募説明会の開催	11
6. その他重要事項・留意事項	12
7. 問い合わせ先	12
8. その他	12
9. 掲載資料	12
【別紙】その他重要事項・留意事項	14
◆指定基金協議会の設置について	14
◆応募にあたっての留意事項	15
(1) 提出書類の留意事項	15
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	15
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	16
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	17
(5) 特定重要技術調査研究機関への協力について	17
(6) EBPM に関する取組への協力について	17
(7) 提出書類の情報の取り扱い	18
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	18
(1) 事業運営	18
(2) 採択後の各種事務手続き	19
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	20
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	20
(5) 追跡調査・評価	20
◆法令遵守、研究不正への対応	21
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	21
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	22
(3) 研究不正への対応	23

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度から2028年度まで「経済安全保障重要技術育成プログラム／航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、先端的な重要技術において、その実用化に向け、政府が情報を提供するなど強力な支援を行うことを目的としており、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安保推進法」という。）第63条第1項における「特定重要技術（注）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的するもの」として指定基金として指定された基金を用いて推進されるものです。また、本事業は、「経済安全保障重要技術育成プログラム の運用に係る基本的考え方について」（令和4年6月17日総理大臣決裁）、経済安保推進法、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（同日閣議決定）のほか、内閣官房・内閣府が定める「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」（以下「運用・評価指針」という。）に基づき、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が決定する「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン」（以下「研究開発ビジョン」という。）、内閣府及び経済産業省が定める「航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証に関する研究開発構想」（以下「研究開発構想」という。）の内容に基づき実施します。

なお、経済安保推進法の概要・条文等については、内閣府ホームページをご確認ください。

＜ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html ＞

（注）「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」第1章第3節（1）特定重要技術の定義 を参照。

1. 事業内容及び公募対象

（1）背景

世界のCO₂排出量の約4%を航空輸送が占めており、航空産業にはCO₂排出量の大幅な削減が求められている。そのためには、①航空機の技術革新による効率向上、②運航方式の改善による燃料消費の低減、③SAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）の利用拡大、の3つの取組が重要である。なかでも、航空機の効率向上に大きく寄与するのがエンジン性能の向上であり、その実現にはタービン入口温度（TIT：Turbine Inlet Temperature）のさらなる高温化が不可欠である。近年では、優れた耐熱性を有するCMC（Ceramic Matrix Composite）の適用拡大が進められており、エンジンの高温・高圧化に大きく貢献している。一方、高温・高圧部のうち、動的回転部位については、ニッケル基超合金が主要材料として用いられている。今後、さらに高い耐熱性を有するニッケル基超合金を実用化できれば、冷却空気量を削減しつつタービン入口温度を向上させることが可能となり、航空機エンジン全体の性能向上につなげることが期待される。

（2）目的

上記の通り、CMCとニッケル基超合金の両者を一体的に研究開発することが、航空機エンジンの高温・高圧化、高効率化の実現につながる。現行の政府方針においても、2015年に関係省庁会議で策定された「航空産業ビジョン」では、エンジンの国際共同開発における我が国シェアの拡大に向け、高圧タービンや燃焼器などの高温・高圧部技術を優位性獲得のための重要技術として位置付け、研究開発を推進することとしている。また、「経済安全保障重要技術育成プログラム」の研究開発ビジョンにおいても、宇宙・航空分野における支援対象技術として、「航空機エンジン向け先進材料技術」が掲げられている。加えて、航空機エンジンのホットセクション向けニッケル基超合金については、一部の海外企業が供給や技術を寡占している状況にあり、我が国の経済安全保障の観点からも、国産技術の確立に取り組む意義は大きい。本研究開発構想では、研究開発ビジョン（第一次）に定められた航空分野の先端的優位技術を確保するため、個別研究型として先進材料技術

である CMC およびニッケル基超合金の研究開発を推進し、これらの材料を航空機エンジンの高温・高圧部へ適用することを目的とする。

(3) 事業内容

今回の公募の対象は、本事業の研究開発構想のうち、研究開発項目〔3〕「国産ニッケル基超合金における評価システム基盤整備」である。本項目では、国産ニッケル基超合金について、高温・高圧にさらされる動的部品への適用に向けた認証取得を念頭に、量産工程に基づく材料物性データの取得およびデータベースの整備を実施する。

(4) 事業期間

研究開発項目〔3〕「国産ニッケル基超合金における評価システム基盤整備」の研究開発期間（2026～2028 年度）についてご提案ください。

(5) 予算

本事業の予算は、70 億円を超えない範囲とします。フェーズごとの配分については、必要に応じて、経済産業省からの指導に基づき目安を示します。これを変更する場合も同様とします。

(6) 制度の推進体制

NEDO は内閣府及び経済産業省が策定する研究開発構想（個別研究型）を踏まえ、プログラム・オフィサー（以下「P0」という）として東北大学の岡部氏を任命しています。また、サブプログラム・オフィサー（以下「SP0」という）として東京工科大学の榎学氏を任命しています（以下「P0」、「SP0」をまとめて「P0 等」という）。

P0 等は、個別研究型の研究開発課題の選考を推進し、その進捗管理・評価等を指揮・監督します。制度の詳細や P0 等の役割、研究開発の実施方法等については、運用・評価指針をご参照ください。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の（１）～（７）までの条件、運用・評価指針及び研究開発構想に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （１）当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （２）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （３）NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- （４）企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- （５）研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- （６）複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- （７）研究開発責任者の所属する機関は、国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格を有している機関とする。また、研究開発責任者及び主たる研究分担者は日本の居住者であることとする。（ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）。

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムに関する特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 10 月 5 日（月）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdonMAD?wfid=a0XJ2000007ebC9MAI>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請がで

きない 等) により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

- ・ J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称 (共同提案の場合は、提案法人名を列記)
- ②提案の概要 (300 文字以内)
- ③提案内容、手法のポイント (600 文字以内)
- ④責任者名 (所属部署・職名含む) (法人ごとに列記。委託事業の場合は研究開発責任者)
- ⑤利害関係者 (※)

(※) 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 加えて、提案者が P O 等と利害関係の可能性が有る場合には、その内容を具体的に⑤利害関係者に記載してください。利害関係者の定義は以下のとおりです。トップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集するという本プログラムの趣旨に鑑み、P O 等との利益相反に関して画一的な基準によって判断することはありません。N E D O は経済産業省と協議し、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断します。なお、記載いただいた内容以外についても、N E D O が利害関係者と判断する場合があります。
 - 1) P O 等の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族にある者

- 2) PO等と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 3) PO等又はPO等が所属している大学・研究機関・企業等が研究分担者若しくは共同研究者となる提案の提案者
- 4) PO等又はPO等が所属している大学・研究機関・企業等と直接的な競争関係にある案件を提案する者
- 5) その他、PO等又はPO等が所属している大学・研究機関・企業等と利害関係があると考えられる者

- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者又は主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提出書類のチェックリスト
別添1：提案書
別添2：研究開発責任者 研究経歴書
別添3：提案者情報
別添4：NEDO 事業遂行上に係る安全管理措置の確認票
直近の事業報告書
直近3年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位）(※)

【留意事項】

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 提案者が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関）の場合は、財務諸表の提出は不要とし、直近の事業報告書のみ提出ください。ただし、適切な管理の体制や能力等に疑義が生じた場合や、円滑な事業実施に当たり確認が必要であると判断した場合には、財務諸表その他必要な資料の提出を求める場合があります。
- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。

- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求められる場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

P O等及び外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

採択審査の基準

i. 事業の適合性

提案内容が研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた達成目標に適合しているか。

ii. 開発の優位性

ニッケル基合金部材の製造・評価に係る研究開発に関して、国内において新規性・優位性等があるか。

iii. 計画の妥当性

提案内容・研究計画は実現可能かつ妥当性があるか。共同提案の場合各社の提案が相互補完性を有するか。

iv. 実用化・事業化の取組

実用化・事業化のターゲットが明確で、それに向けた取組に実現性・実行性があるか、社会・経済への波及効果が期待できるか。航空機認証を将来的に獲得する可能性が見込め、プロジェクト終了後の事業化計画に妥当性があるか。

v. 実施体制・能力

ニッケル基合金部材の開発に関し役割分担が明確で、素材製造から評価までを一貫し効率的に実施可能な体制か。必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか。

vi. 提案の経済性

予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか。他事業との重複なく妥当な予算規模か。

vii. 安全管理措置に関する取組について対応済み、もしくは今後において対応を予定しているか。

viii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- ・中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法、提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること 等)を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 10 月 5 日：公募締切

2026 年 11 月中旬(予定)：採択審査委員会(外部有識者による審査)

2026 年 12 月下旬(予定)：契約・交付審査委員会

2027 年 1 月中旬(予定)：採択先決定

2027 年 1 月中旬(予定)：ウェブサイト公表

2027 年 3 月中旬(予定)：契約締結/交付決定

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026 年 9 月 10 日(木) 11 時 00 分～12 時 00 分

開催形式：オンライン

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 9 月 9 日(水) 12 時までに申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://events.teams.microsoft.com/event/aa9b855f-b16e-47a3-a22e-587cfe7efc7d@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

※リンクをクリックしてもページが開かない場合は、記載の URL をコピーし、ブラウザのアドレスバーに貼り付けてアクセスしてください。

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、以下の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

航空・宇宙部 高津 井手口

E-mail : aircraft_engine_materials[*]nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

8. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

9. 掲載資料

<制度及び事業全体に関する資料>

経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン（第一次）

「航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証」に関する研究開発構想

経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約」

<提案書に関する資料>

公募要領

提出書類のチェックリスト

別添 1：提案書

別添 2：研究開発責任者 研究経歴書

別添 3：提案者情報

別添 4：NEDO 事業遂行上に係る安全管理措置の確認票

様式：積算用総括表

<その他参照資料>

別紙 1：NEDO 経済安全保障事業重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針

別紙 2：NEDO 経済安全保障事業重要技術育成プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別紙 3：経済安全保障事業重要技術育成プログラムに関する特別約款

別紙 4：経済安全保障事業重要技術育成プログラムに関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆指定基金協議会の設置について

本事業においては、経済安保推進法第 63 条第 4 項に基づく指定基金協議会（以下「指定基金協議会」という。）が必置です。指定基金協議会は「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和 4 年 9 月 30 日 閣議決定）等に基づき、運営等がなされます。提案者の研究開発責任者は、本公募に応募することをもって、指定基金協議会の設置に同意したものとみなします。指定基金協議会の設置には、経済安保推進法において「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」（以下「研究開発代表者」という。）の同意が必要であるとされており、提案者の研究開発責任者は経済安保推進法における研究開発代表者となり得る可能性があります。指定基金協議会の構成員は、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」のほか、指定基金協議会において定められる規約等に従うこととされています。規約等は指定基金協議会の設置後に作成することになりますが、具体的な規約等の内容や指定基金協議会のイメージについては、内閣府ウェブサイトに掲載されている「協議会モデル規約について」及び「K Program において設置される指定基金協議会について」の各項目の内容を参照してください。

【参考】内閣府ウェブサイト：（先端的な重要技術の開発支援に関する制度）

https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html

指定基金協議会では、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係府省・機関や民間部門の潜在的あるいは顕在的なニーズを踏まえ、科学的・技術的な妥当性を確保しつつ、研究開発プロジェクト及び個別研究が推進されるよう意見交換が行われます。意見交換では、以下について取り扱われます。

- ① 研究開発の実施側の要望に応じた各府省のニーズ情報等を含む、研究開発に有用な情報の収集・整理・分析に関すること。
- ② 研究開発の進捗に応じた研究開発体制など、研究開発の効果的な促進のための方策に関すること。
- ③ 社会実装に向けた活用可能性や社会実装に向けた研究開発以外の取組、関係機関の支援の在り方など研究開発の内容及び成果の取扱いに関すること。その際、個別の研究開発課題や技術の内容に応じた、社会実装に向けた規制緩和や国際標準化の適切性・可能性及びそれに対する支援についても考慮する。
- ④ 技術を守り育てる観点で、個別の技術の特性や技術成熟度に合わせ段階的に行う適切な技術流出対策・イノベーション推進方策も含めた適切なオープン・クローズ戦略等、安全管理措置に関すること。
- ⑤ その他研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項。

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。委託事業の場合は、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。なお、採択後に研究開発責任者の変更が見込まれる場合には、事前に NEDO までご連絡ください。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

②NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、事業を遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築、本事業で求められる安全管理措置等についての確認表を提出していただきます。様式は別添資料をご参照ください。

なお、安全管理措置が十分とられていることを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して確認する必要があります。（特に関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築については、契約締結時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注 1)、又は「過度の集中」(注 2) が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注 1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注 2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支

援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

(5) 特定重要技術調査研究機関への協力について

本事業を受託する事業者は、国から委託される特定重要技術調査研究機関（以下「シンクタンク」という。）と相互に知見を深めつつ、特定重要技術の育成と積極的な活用の促進を図ることができるよう、シンクタンクの行う調査研究に積極的に協力してください。

(6) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・

研究者)に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(7) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書 (CV) については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、研究開発構想等に沿って、本事業を運営します。研究開発構想等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

・知財マネジメント（詳細は、別紙 2）

事業は、「航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証に関する研究開発構想」における知的財産権の帰属、管理等の取扱いに定めるものに従うほか、「NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針」を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

・データマネジメント（詳細は、別紙 2）

本事業は「NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおけるデータマネジメント

基本方針」のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

③技術流出防止策の対応

NEDO は、研究開発の入口から出口までの段階に応じた、重要技術の研究開発成果の社会実装も見据えた着実な技術流出防止策を講じるべく、「NEDO 研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を策定しています。

本事業の実施に当たっては、技術流出防止策の基本方針で掲げる事項のうち、以下の技術流出防止策の対応を遵守いただきます。

- ・研究セキュリティ確保の取組

技術流出防止策の基本方針や具体的な対応事項の詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】NEDO 研究開発事業における技術流出防止策

https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/Z1GI_00022.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費において事業の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直

ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不

正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html